

○天塩町医療等職員養成修学資金貸付条例施行規則

昭和47年3月28日
規則第8号

改正	昭和56年7月7日規則第12号 平成28年5月26日規則第1号 令和6年6月18日規則第12号	平成25年7月12日規則第22号 平成31年3月31日 令和7年9月11日規則第16号
----	---	---

(目的)

第1条 この規則は天塩町医療等職員養成修学資金貸付条例（昭和46年条例第7号。以下「条例」という。）に基づき修学資金の貸付に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(貸付の申請)

第2条 条例第4条第1項の規定による貸付金の交付を受けようとする者は、別記第1号様式の申請書を町長に提出しなければならない。

2 前項の申請には、次の各号にかかる書類を添付しなければならない。

- (1) 申請者の在学する養成施設（条例第1条に規定する養成施設をいう。以下同じ。）の長の在学証明書
- (2) 身上申告書（別記第2号様式）
- (3) 戸籍謄本又は住民票の謄本
- (4) 健康診断書
- (5) 写真（正面、脱帽、上半身の名刺判で最近6ヶ月以内に撮影したもの。）

3 町の職員であったもので第1項の申請をする場合は前項の書類の添付を省略することができる。

(貸付の決定)

第3条 町長は前条の申請を受理したときは、その内容を審査し、貸付の可否を決定するものとする。

2 町長は前項の規定により貸付をすると決定した者に対しては、その旨を、貸付しないと決定した者に対しては理由を付して、その旨を、それぞれ通知するものとする。

(修学資金の交付)

第4条 修学資金の貸付の決定を受けた者（以下「貸付決定者」という。）に対しては在学期間中毎月条例第3条第1項に定める額を、その月分の修学資金として交付する。

2 貸付決定者は修学資金の全部の貸付が終了したとき、又は条例第6条第1項の規定により決定を取り消されたときは別記第3号様式の借用証書を町長に提出しなければならない。

(返還明細書等)

第5条 修学資金の貸付を受けた者（以下「借受者」という。）は次の各号の一に該当する場合には、当該理由の生じた日から起算して20日以内に別記第4号様式の返還明細書を町長に提出しなければならない。

- (1) 条例第8条の規定に該当するとき。
- (2) 条例第7条の2の規定により返還債務の一部を免除されたとき。
- 2 借受者が前項の規定により返還明細書の内容を変更しようとするときは、別記第5号様式の変更申請書を町長に提出してその承認を受けなければならない。

(届出)

第6条 借受者又は連帯保証人は貸付を受けた修学資金の返還を終了するまでの間、又は返還を免除までの間に次の各号の一に該当する場合には、その旨の届出書（別記第6号様式）をすみやかに町長に提出しなければならない。

- (1) 借受者又は連帯保証人の住所又は氏名に変更を生じたとき。
- (2) 借受者が修学資金の貸付を受けることを辞退しようとするとき。
- (3) 借受者が休学し、若しくは停学の処分を受け、又は復学したとき。
- (4) 借受者が養成施設を変更し、退学し、又は卒業したとき。
- (5) 借受者が条例第7条第1号又は第2号の規定に該当するとき。
- (6) 借受者が条例第9条第1項第1号から第3号までの規定に該当するとき。

2 借受者が死亡したときは、連帯保証人又は遺族は、その旨の届出書に死亡診断書又は戸籍抄本を添えて、すみやかに町長に提出しなければならない。

(在職期間の計算)

第7条 条例第7条第1号及び第7条の2第1号による業務に従事した期間（以下「在職期間」という。）の計算については借用者が当該業務に従事した日の属する月から当該業務に従事しなくなった日の属する月までの月数により計算するものとする。

(返還金等の納付)

第8条 条例第8条の規定による貸付金の返還及び条例第10条の規定による違約金の納入は、町長の発する納付書により指定の期日までに納付しなければならない。

(返還の債務の履行の猶予)

第9条 条例第9条の規定により修学資金の返還の債務の履行の猶予を受けようとする者は、別記第7号様式による申請書に、その事実を証明する書類を添えて町長に提出しなければならない。

2 町長は前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し返還の債務の履行の猶予の可否を決定するものとする。

3 町長は前項の規定により債務の履行の猶予の可否の決定に基づき、それぞれ理由を付して通知するものとする。

(返還の債務の減免)

第10条 条例第7条の2の規定により返還の債務の減免等を受けようとする者は別記第8号様式による減免申請書にその事実を証明する書類を添えて町長に提出しなければならない。条例第10条ただし書きの規定による違約金の減免を受けようとする者にあってもまた同様とする。

2 町長は前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、減免をするか、どうかを決定するものとする。

3 町長は前項の規定により減免すると決定した者に対し、その旨を、減免しないと決定した者に対しては理由を付し、その旨をそれぞれ通知するものとする。

4 条例第7条の2の規定により免除することができる貸付金の返還の債務の額は、当該借受者が業務に従事した期間を義務従事期間で除して得た数値を当該借受者の返還の債務の額に乗じて得た額とする。

(学業成績表の提出)

第11条 条例第12条の規定による学業成績表及び健康診断書は、毎年3月末日まで提出しなければならない。

附 則

この規則は昭和47年4月1日から施行する。

附 則 (昭和56年7月7日規則第12号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和56年4月1日から適用する。

附 則 (平成25年7月12日規則第22号)

この規則は、公布の日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則 (平成28年5月26日規則第1号)

この規則は、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則 (令和6年6月18日規則第13号)

1 この規則は、令和6年7月1日から適用する。

2 この規則による規定は施行日以後において新規に貸付けを受ける者について適用し、改正前の天塩町医療職員養成修学資金貸付条例施行規則の規定により貸付金を受けている者については、なお従前の例による。

附 則 (令和7年9月11日規則第16号)

この規則は、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。